

# たましん資金移動サービス利用規定

## 多摩信用金庫

### 1. たましん資金移動サービス

- (1) たましん資金移動サービス（以下「本サービス」という。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」という。）の占有・管理する多機能電話・パソコン等（以下「通信端末機器」という。）による依頼に基づき、次の取引を行う場合に利用できるものとする。

本サービスの利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」という。）より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」という。）
- (2) 入金指定口座の入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ① 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる場合は、「振込」として取扱います。
  - ② 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- (3) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫間契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が承諾した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

### 2. 振込または振替の受付等

- (1) 振込または振替の依頼に利用する端末機は次のとおりとします。
  - ① パソコン端末
  - ② ホームユース端末
  - ③ スーパーパソコン端末
- (2) 本サービスにより振込または振替の依頼に利用する場合は、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 当金庫は、前項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返送します。
  - ① パソコンの端末の場合は、当金庫で受信した固定暗証番号、可変暗証番号および支払指定口座の口座番号が一致していること。
  - ② ホームユース端末、スーパーパソコン端末の場合は、前号に加え、当金庫で受信した端末機の電話番号と一致していること。
- (4) 依頼人は、前項に基づき返送された依頼内容を確認し、返送された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号（あらかじめ当金庫にご登録いただいた預金口座を入金口座とする場合を除く。以下同じ。）、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合ならびにホームユース端末により取引を行う場合を除く。以下同じ。）および意思確認コードを入力の上当金庫宛送信してください。
- (5) ご依頼の内容については、当金庫が受信した確認暗証番号および承認暗証番号と届出の確認暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確認するものとします。
- (6) 当金庫は、前項に基づき確定した振込・振替内容を依頼人の通信端末機器に送信しますので、ご

確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (7) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額を引落しのうえ、当金庫の所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (8) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (9) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人が、あらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。

(10) 以下の各号に該当する場合は、振込および振替はできません。

- ① 振込または振替時に振込金額と第4条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えると  
き。
- ② 支払指定口座が解約済のとき。
- ③ 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
- ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。

(11) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

### 3. 依頼内容の変更、組戻し

(1) 振込取引において、依頼内容（受取人の預金種目、口座番号および口座名義人に関する事項をいう。以下本項において同じ。）の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、依頼人が次の変更手続きを実施していただくことにより、かかる変更を実施します。

- ① 当金庫所定の変更依頼書に、当該当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（または署名）により記名・押印（または署名）して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類を求めることがあります。
- ② 当金庫は、変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後に、その依頼内容を取りやめる場合、または振込先の金融機関名、店舗名もしくは振込金額を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、依頼人が次の訂正の手続きを実施していただくことにより、組戻しを実施します。

- ① 当金庫所定の組戻依頼書に、当該当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（または署名）に

より記名・押印（または署名）して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類を求めることがあります。

② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。

現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印章（または署名）により記名・押印（または署名）して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類を求めることがあります。

(3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、変更または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人と協議してください。

(4) 変更依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

#### 4. 手数料等

(1) 本サービスの利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。

(2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。

(3) 振込取引の組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

#### 5. 取引内容の確認

(1) 本サービスにより取引を行った場合は、お取引後すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。

万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

(2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

#### 6. 暗証番号等の管理

(1) 通信端末機器および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。

(2) 通信端末機器は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。

(3) 暗証番号、確認暗証番号および承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように、厳重に管理してください。

#### 7. 免責事項

(1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむ得ない事由により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は、責任を負いません。

(2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが、遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負い

ません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱が中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。

- (3) この取扱による振込または振替依頼の受付の際に第2条第3項各号ならびに第5項の一致を確認して取扱いましたうへは、端末機または暗証番号につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (4) 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

## 9. 解約

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱による振込、振替または照会が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱を中止することがありますので、ご了承ください。

## 10. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章（または署名）を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

### 11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（「総合口座取引規定」を含む。）、振込規定、ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越契約書等により取扱います。

### 12. サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいは本規定について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。当金庫が変更を適宜の方法により開示または通知し、かかる変更の効力発生後に行われたサービス利用については、変更後の内容が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)